

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致を形成している建造物であり、公開・活用されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与することが望まれる。

歴史的風致形成建造物の公開に当たっては、歴史及び伝統を反映した活動の場、生活の場を阻害しないよう所有者と合意形成を図ったうえで実施するものとする。

維持管理に必要な修理などを行う場合には、文化財調査を実施したうえで、専門家や学識経験者などの意見を踏まえて実施するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

- (1) 法律第17条に規定する当該歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等若しくは国選定重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき。
- (2) 公益上その他特別な理由により指定を解除すべきと市長が判断したとき。
- (3) 第7章に記載する歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき。

2 個別の事項

(1) 国の登録文化財及び県・市の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

国の登録文化財、県・市指定文化財となっているものに関しては、それぞれ対応する法令の規定に基づき、現状変更等の行為規制が既に行われている。

修理に関しては、現状の維持又は調査に基づくものを基本とし、公開・活用又は防災上の措置について、本質的な価値を損なわない範囲で実施するものとする。

特に、民間が所有するものについては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、学識経験者等による技術的な指導を踏まえたうえで実施するものとする。

(2) その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針

復元建造物や未指定・未登録の建造物については、調査によりその価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財等の指定を行うものとし、それぞれ対応する法令等に基づく保存を行うものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持又は調査に基づく保存・修理を基本とし、内部においても価値の高いものについては、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

3 届出不要の行為

法律第 15 条第 1 項第 1 号及び同法律施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく届出が不要な行為は次のとおりとする。

- (1) 国の登録文化財について、文化財保護法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 宮城県指定有形文化財について、宮城県文化財保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けた場合
- (3) 多賀城市指定文化財について、多賀城市文化財保護条例施行規則第 9 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の承認を受けた場合